

# スマートフォンにおける利用者情報の適切な取扱い に関する取組

スマートフォン プライバシー イニシアティブ について

---

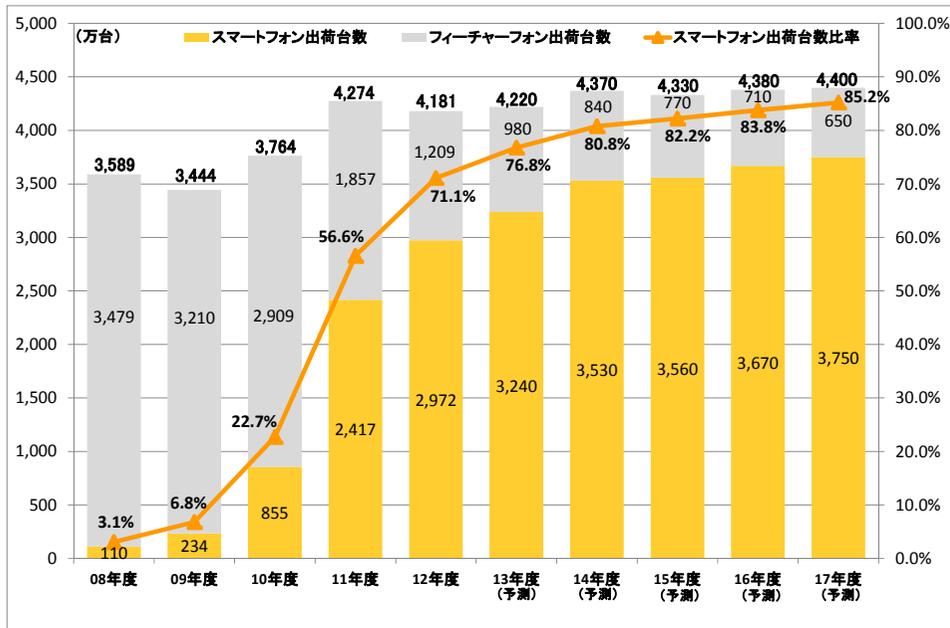
平成25年11月26日

総務省 総合通信基盤局消費者行政課

## スマートフォンの普及状況

- (1) 携帯電話出荷台数のうち、スマートフォンの占める比率が急速に上昇を続け、2013年度には80%近くまで達するとの見通しもある。

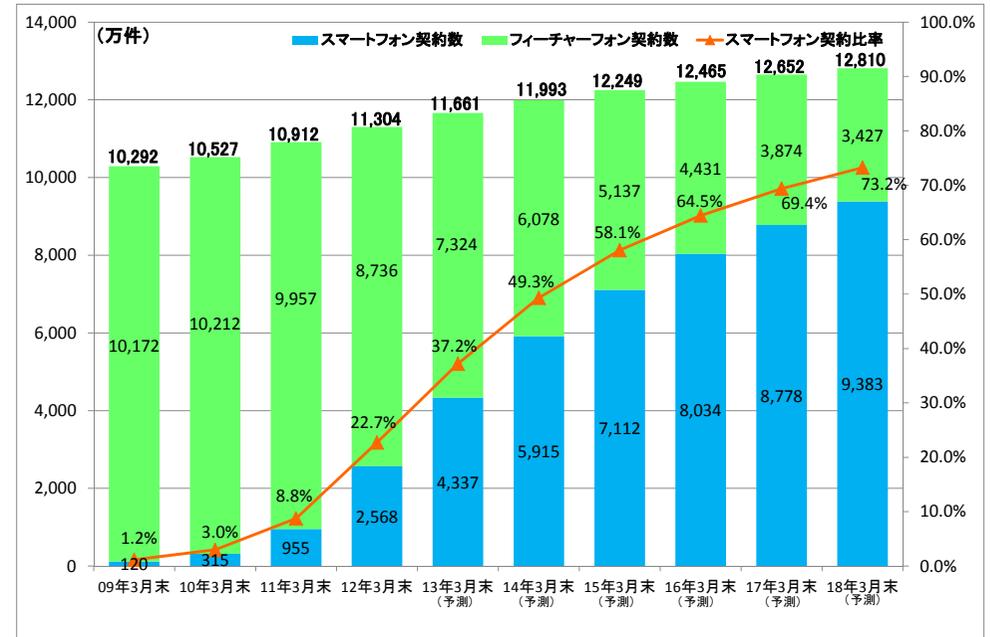
【スマートフォン国内出荷台数の推移・予測】



株式会社MM総研調べ(13年度以降は予測値)「2012年度通期国内携帯電話端末出荷概況」(2013年5月9日)。いずれも国内メーカー製品・海外メーカー製品を含む。PHS・タブレット端末・データ通信カード・通信モジュールは含まない。

- (2) スマートフォンの契約数も増加しており、2013年度末の携帯電話契約数に占めるスマートフォン契約数の割合は5割程度になると予想される。

【携帯電話契約数とスマートフォン契約数の推移・予測】



株式会社MM総研調べ(M&D Report(2013年5月号))(13年3月末は予測値。PHS・タブレット端末・データ通信カード・通信モジュールは含まない。)

- (3) 携帯電話契約者数に占めるスマートフォン契約者数の割合
- ・米国 50% (2012年5月)
  - ・韓国 48% (2012年2月)
  - ・英国 51% (2012年第一四半期)
- (4) 青少年の所有する携帯電話に占めるスマートフォンの割合 (内閣府調査 2012年11月)
- ・高校生 55.9%
  - ・中学生 25.3%
  - ・小学生 7.6%

## カレログ

- カレログアプリを導入したスマートフォンの位置情報等を端末所有者以外の者を含むサービス利用者がPC等を通して把握することができるサービス。
- 平成23年8月末にサービス提供を開始したところ、端末所有者の同意が明確に取られずに当該サービスが利用される可能性等の指摘があり、数度にわたり仕様改善が行われてきたが、平成24年10月にサービス提供を終了。



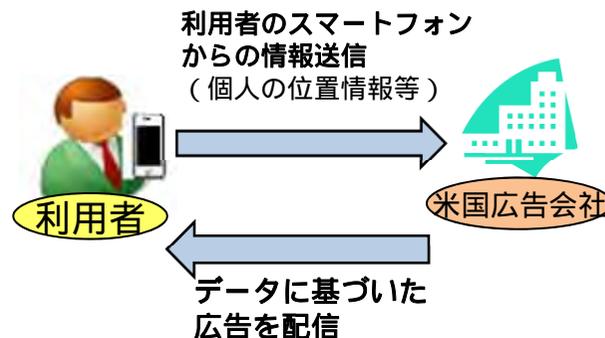
## app.tv

- アニメ等の映像視聴用アプリ。平成23年7月末にサービス提供を開始。app.tvを導入した端末において、他に導入されているアプリ等の情報が収集され、本アプリ提供事業者へ送信されているとの指摘があった。
- 当該事業者は、利用者の許諾を得ない段階で情報を取得、送信しているという重大な瑕疵が発見されたとして同年10月にサービス提供中止。



## 無料ゲーム (情報収集モジュール)

- 金魚すくい等の無料ゲームアプリの一部について、当該アプリに組み込まれた情報収集モジュールを通じて、GPS等を用いた位置情報が1分間に1回、米国の広告会社に送信されていたと平成23年11月頃に報道があった。
- 収集された位置情報は、アプリ利用者の所在地と関連性の高い広告を表示するために利用されていた。



動画を再生しようとしてアプリをダウンロードすると感染し、定期的に金銭の請求画面を表示するワンクリックウェア。

ワンクリックウェア感染後の請求画面のポップアップ



ユーザの電話番号が表示される請求画面



人気ゲームを動画で紹介するアプリケーションが、利用者の電話帳情報等を外部に送信していたことが判明。

## 【アプリケーションの概要】

- アプリケーションは、グーグル社が運営する公式の提供サイトであるGoogle Playで、2月頃から無料配布されていた。(グーグル社は、外部からの通報により、4月13日に掲載ポリシー違反を認知、同アプリを削除)
- アプリケーションをインストールする際、「連絡先データの読み込み」について、利用者に対する許諾が求められる。許諾のボタンを押すことによりインストールが実施される。
- 起動すると、動画が再生されるが、同時に端末所有者の電話番号や、電話帳に登録された個人名、電話番号、メールアドレスなどを外部のサーバに送信する機能を持つ。
- この種のアプリケーションは少なくとも16種類存在し、6万6,000人から27万人がインストールし、延べ数10万人から数100万人の個人情報が出た可能性。

## 【アプリケーションが提供されていた画面】



平成24年8月、「Power Charge」「電池長持ち」「電波改善」「app電話帳リーダー」「無料電話」などスマホの機能改善ツールを、9月には「安心ウイルススキャン」というセキュリティソフトや「SUN POWER」、「電池持ち改善」、「電波改善！」という機能改善ツールを装った不正アプリが確認された。

## 概要

- 平成24年8月頃から、スマートフォンの機能を改善するアプリケーションを装って、複数の不正なアプリがスマートフォン利用者に配布された。
- 当該アプリは、機能改善を実現せず、実際は当該アプリをインストールした端末から電話帳情報等を抜き出し、外部へ送信するものであることが判明。
- これらアプリはGoogle Playでは配布されず、当該不正アプリ作成者等が作成したWebサイト等で配布され、当該サイト等に利用者を誘導するため、Facebook等SNSへの書き込みやメール等でURLの紹介が行われるなどしていたもの。

### 【不正アプリの例】



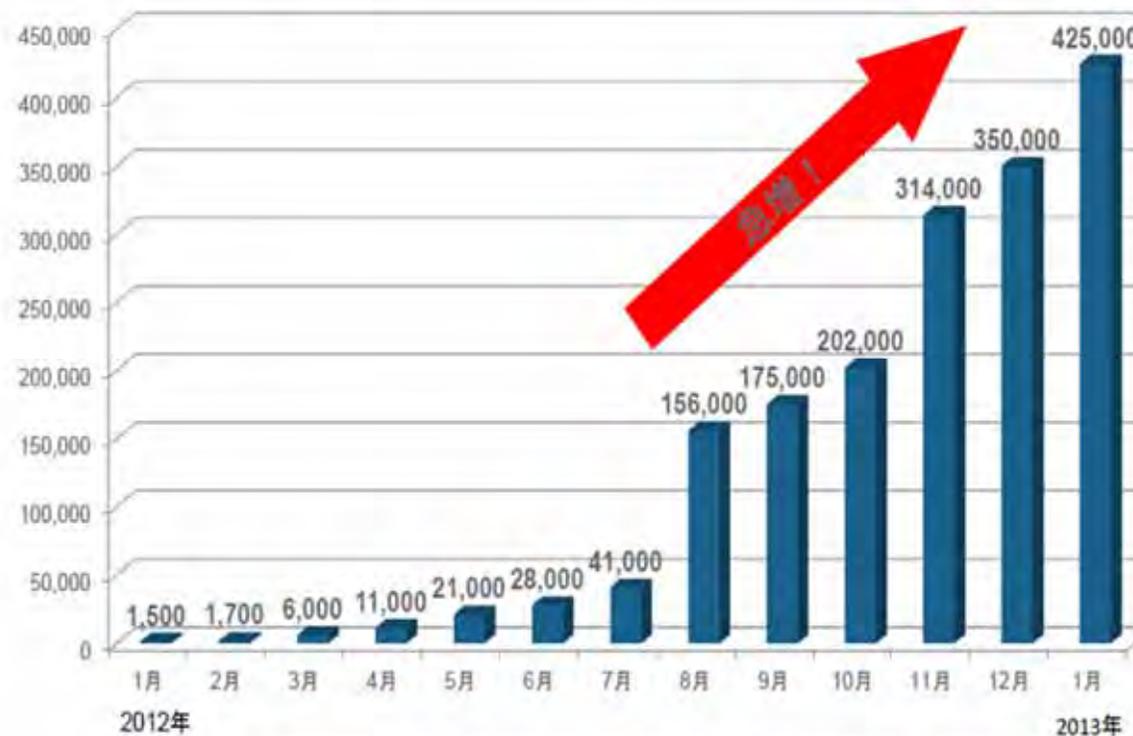
### 【不正アプリに誘引する手段の例】



## 2012年における不正アプリの傾向

トレンドマイクロ(株)によれば、スマートフォンにおける不正アプリは、2012年の上半期まではゲームやアダルト、動画コンテンツの再生などユーザの興味を引くアプリに偽装するものが主であった。一方、2012年の下半期にはスマホの普及を背景に、電池を長持ちさせるアプリやセキュリティソフトを偽装するなど不正アプリが偽装するカテゴリが増加し、ユーザを騙すソーシャルエンジニアリングの手法が広がりました。

「不正かつ危険度の高いAndroid向け不正アプリの数」



出典：2012年第3四半期セキュリティラウンドアップ、2012年第2四半期セキュリティラウンドアップ他  
<http://jp.trendmicro.com/imperia/md/content/jp/threat/report/osr/2012q3.pdf>  
<http://jp.trendmicro.com/imperia/md/content/jp/threat/report/osr/2012q2.pdf>

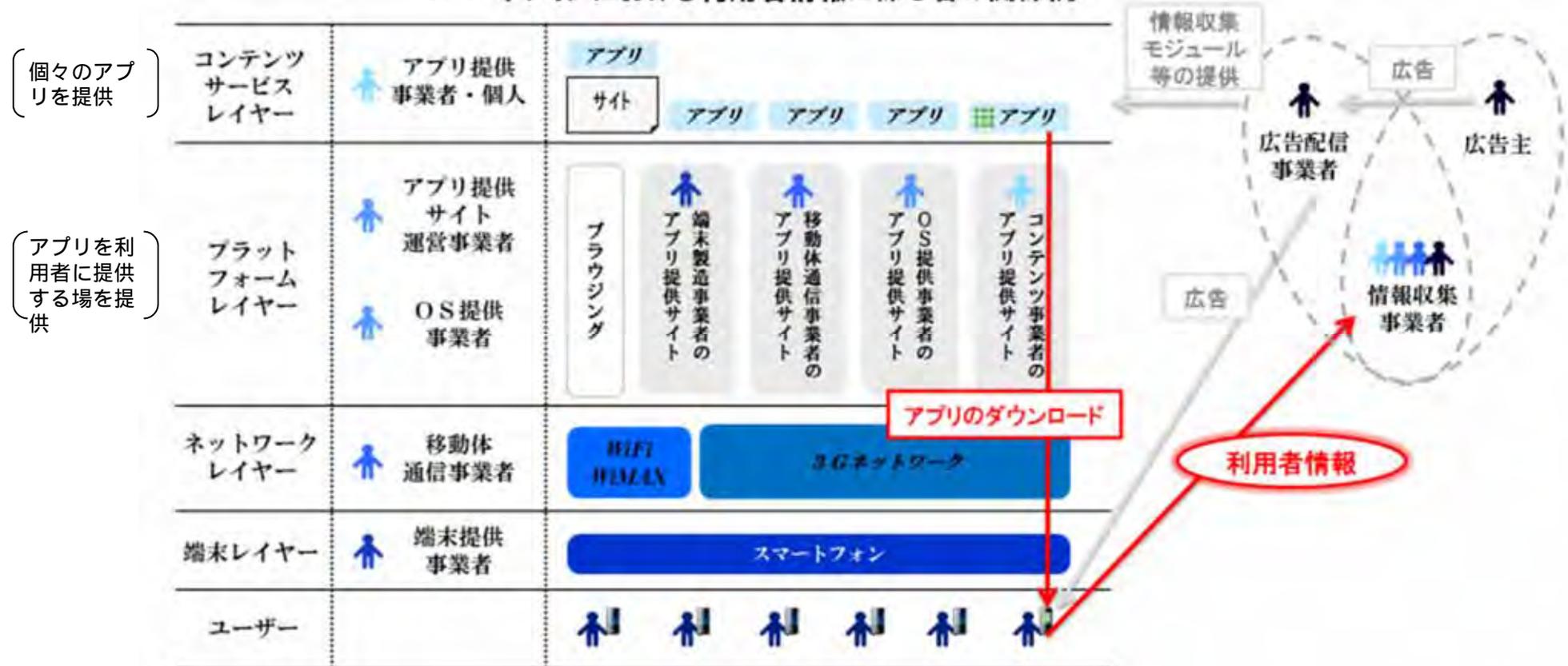
- 常に電源を入れてネットワークに接続した状態で持ち歩くスマートフォンは、PCに比べて利用者との結びつきが強く、利用者の行動履歴や通信履歴等の多種多様な情報を取得・蓄積することが可能
  - 電話番号及びアドレス帳で管理されるデータ、GPS等による高精度の位置情報

スマートフォンにおける主な利用者情報



- スマートフォンにおいては、携帯電話事業者がインフラからコンテンツまでサービス全体を提供する従来の携帯電話と異なり、サービスのレイヤー(層)ごとに多様な事業者がそれぞれの役割を持ってサービスを展開。
  - スマートフォンに搭載されるオペレーティングシステム(OS)を提供する事業者は、一般にアプリ提供サイトの運営を行っており、端末開発、通信ネットワーク利用、アプリ提供、課金・認証等、各レイヤーに影響力を有している。
  - 広告配信事業者が提供する情報収集モジュールをアプリに組み込むことで、アプリケーション開発者が一定の対価を得、さらに、その情報収集モジュールを通じ、利用者情報が情報収集事業者等へ送信される場合があると指摘される。

スマートフォンにおける利用者情報に係る者の関係例



## スマートフォン プライバシー イニシアティブ (平成24年8月公表)

スマートフォン上の利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取扱いに関して必要な対応について総務省研究会(利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会(座長 堀部政男 一橋大学名誉教授))にて検討し提言を公表。

### < 主な提言内容 >

#### 利用者情報の取扱いに関する基本原則の提示

透明性の確保、利用者関与の機会の確保、適正な手段による取得の確保、適切な安全管理の確保、苦情・相談への対応体制の確保、プライバシー・バイ・デザイン

#### アプリケーションごとのプライバシーポリシーの作成・公表、業界団体による自主ガイドラインの策定

電話帳情報や位置情報等プライバシー性の高い情報の収集については、個別の同意を取得 等

SPIを踏まえた幅広い関係者の連携による自主的取組が進展。

- ・ 関係業界団体ガイドラインの策定、ガイドラインに基づくアプリケーション毎のプライバシーポリシー策定
- ・ 業界ガイドラインの策定、アプリケーション・プライバシーポリシーの普及促進を目的とする30以上の関係者による協議会(SPSC)の設立 等

<日米の人気スマートフォンアプリにおけるプライバシーポリシーの作成・掲載状況>

場所	日本 (人気上位407アプリ)		米国 (人気上位367アプリ)	
	対象 アプリ数	比率	対象 アプリ数	比率
アプリ内	14	35.0%	17	47.2%
Google Play 紹介ページ	10	25.0%	19	52.8%
開発者 ホームページ	32	80.0%	25	69.4%

## スマートフォン プライバシー イニシアティブ (平成25年9月公表)

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・掲載は十分には進んでおらず、プライバシーポリシーの作成・掲載を一層推進するとともに、利用者情報の適正な取扱いの実効性を確保するために、運用面・技術面から第三者がアプリケーションを検証する仕組みを民間主導で推進すること等の提言を公表。

# スマートフォン利用者情報の適正な取扱い

～スマートフォン プライバシー イニシアティブ(スマートフォン利用者情報取扱指針)～

- 利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任においてなされるべき。
- 業界団体未加入のアプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる指針を提示。各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

## 6つの基本原則

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

### 利用者情報取得者における取組

(アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組)

#### (1) プライバシー・ポリシーの作成

☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成。(簡略版も作成。)

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

#### (2) 適切な安全管理措置

#### (3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

#### (4) 広告事業者に関する特記事項

### 関係事業者における取組

#### (1) 移動体通信事業者・端末提供事業者

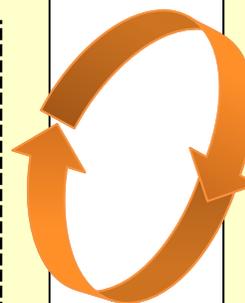
- ☞ スマートフォン販売時等
- ☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

#### (2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- ☞ アプリケーション提供サイト

#### (3) その他関係しうる事業者

- ☞ アプリケーション推薦等



## 1 総論

- スマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するためには、関係事業者等が利用者情報を適切に取扱い、利用者のサービスへの信頼を確保することが必要。  
(利用者に対して透明性の高い分かりやすい説明を行い、利用者関与の実質的な機会を確保する 等)

## 6つの基本原則

### 1 透明性の確保

関係事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

### 2 利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

### 3 適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。

### 4 適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

### 5 苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

### 6 プライバシー・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようあらかじめ設計するものとする。

利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。

## 2 各論 :アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組み

### 1 プライバシーポリシーの作成

- ☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成し公表(簡略版も作成し公表)
- ☞ 利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを張る

### 8つの記載事項…記載内容

- |  |   |
|--|---|
| ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称…アプリケーション提供者等の名称、連絡先等  |   |
| ②取得される情報の項目  | …取得される利用者情報の項目・内容を列挙                                  |
| ③取得方法  | …利用者の入力/アプリによるスマホからの自動取得                              |
| ④利用目的の特定・明示  | …アプリ自体のサービス提供の目的/それ以外の目的<br>(例:広告配信・表示やマーケティング目的のため)  |
| ⑤通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法  | …プライバシーポリシーの掲示場所や掲示方法、<br>同意取得の対象・タイミング等*1、利用者関与の方法*2 |
| *1 個別の情報に関する同意取得:一部のプライバシー性の高い情報は、原則個別同意を取得(電話帳、位置情報、通信履歴、写真等)<br>契約者・端末固有ID:個人情報に準じた形で取り扱う(取得される項目及び利用目的を明確に記載しその目的の範囲で適正に扱う) |   |
| *2 利用者関与:利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。   |   |
| ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無   | …第三者提供・情報収集モジュールの組み込みの有無等                             |
| ⑦問合せ窓口   | …問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等)                            |
| ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き  | …プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法                             |

2 適切な安全管理措置:利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置

3 情報収集モジュール提供者に関する特記事項:アプリ提供者へ 取得する情報項目、 目的、 第三者提供等を通知

4 広告配信事業者に関する特記事項:アプリ提供者や情報収集モジュール提供者となる場合の対応、配慮原則等

## 2 各論 : 関係事業者における取組み

### 移動体通信事業者(端末提供事業者)

- スマートフォンのサービス提供
  - ・既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知 (スマートフォンの特徴、セキュリティやプライバシー上の留意点等)
  - ・リテラシーに応じたスマートフォンのサービス設計や周知を端末提供事業者との協力も考慮しつつ検討。
- アプリ提供サイトの運営
  - ・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
  - ・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援。  
アプリ提供者や情報収集モジュール提供者等に対し、啓発活動を進める。
  - ・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置。

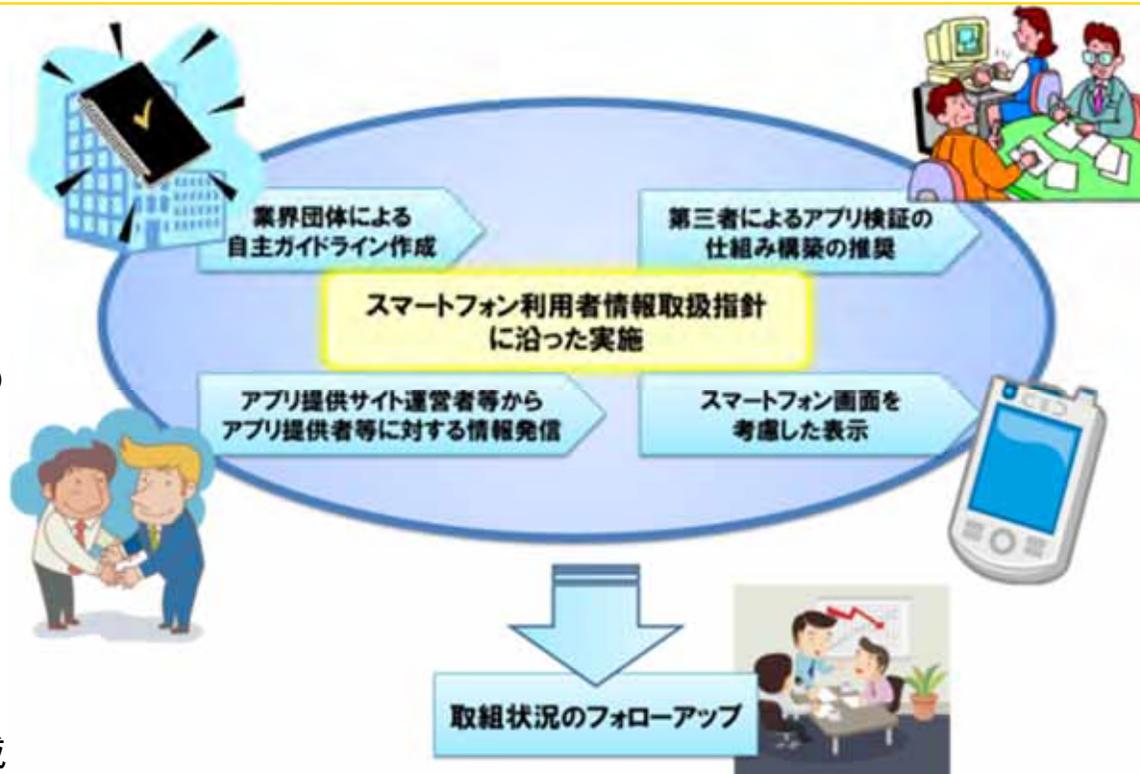
### アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- アプリ提供サイトの運営
  - ・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
  - ・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。  
アプリ提供者や情報収集モジュール提供者等に対し、啓発活動を進める。
  - ・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する。
- OSによる利用許諾がある場合
  - ・利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。  
(目的に応じ注意すべき利用許諾等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討する)

### その他関係しうる事業者

- ・独自の基準に基づきアプリの推薦等をしているアプリ紹介サイトは利用者がアプリを選択する上での有益な情報源となる場合がある。アプリケーション紹介サイト等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や情報取得の方法が適切でないアプリが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組みを協力して進めることが期待される。

スマートフォン利用者情報取扱指針の実効性向上のための取組  
 (「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」より)



## 1 業界団体等における自主ガイドラインの作成

- ・ タオソフトウェア: 「Androidスマートフォンプライバシーガイドライン」(平成24年10月、平成25年1月改定)
- ・ モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF): 「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」(アプリケーション・プライバシーポリシーのモデル案等を含む)(平成24年11月)
- ・ 電気通信事業者協会(TCA)(平成25年3月)      ・ 日本オンラインゲーム協会(JOGA)(平成25年4月)
- ・ インターネット広告推進協会(JIAA)(検討中)
- ・ 京都市:京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン(平成25年1月)

## 2 アプリケーション・プライバシーポリシーの普及促進(スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会(SPSC))

- ・ スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの策定、アプリケーション・プライバシーポリシーの普及促進を目的として、平成24年10月に設置。35以上の業界団体や企業・団体等が参加。
  - ① 業界ガイドライン及びモデルプライバシーポリシーに関する情報交換、
  - ② プライバシーポリシーの表示方法等に関する情報交換、
  - ③ 推奨事例及び問題事例の検討・共有、
  - ④ 国際的動向に関する情報交換、
  - ⑤ 情報発信等を実施



平成24年10月にスマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会（SPSC）が、利用者情報等の適正な取扱いを通じ、安心安全なスマートフォンの利用環境を整備するため、30以上の関係業界団体、関係機関、関係事業者が参加し設立。

## 1 活動概要

- (1) 業界ガイドライン及びモデルプライバシーポリシーに関する情報交換、業界ガイドライン等を策定するためのサポート
- (2) プライバシーポリシーの効果的な表示方法等に関する情報交換
- (3) 利用者情報の取扱いに関する推奨すべき事例及び問題となりうる事例の検討・共有
- (4) マーケット動向及び国際的動向に関する情報交換
- (5) 各業界における推進状況の把握
- (6) 情報集約及び情報発信（SPSCポータルサイト<http://jssec.org/spsc/>）等



## 2 参加メンバー

- (1) スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの検討・策定を進める意向がある業界団体、スマートフォンの利用者情報の取扱いに関係する業界団体及び関係機関  
 (一社)日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC)、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)、(社)電気通信事業者協会(TCA)による共同事務局
- (2) 学識経験者:  
 新保史生 慶應義塾大学総合政策学部教授【議長】 森亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士【副議長】
- (3) オブザーバ:
  - ① 関係省庁(総務省、経済産業省、消費者庁)
  - ② 関連個別事業者(移動体通信事業者、広告事業者、レビューサイト 等)

## 3 スケジュール

平成24年	10月	4日	第1回連絡協議会、	11月	6日	第2回連絡協議会、	12月11日	第3回連絡協議会
平成25年	1月30日	第4回連絡協議会、	3月18日	第5回連絡協議会、	5月16日	第6回連絡協議会		
	7月11日	第7回連絡協議会、	10月4日	第8回連絡協議会				

## スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会(Smartphone Privacy &amp; Security Council)への参加状況

## 関係業界団体及び関係機関

独立行政法人産業総合研究所(AIST)	安心ネットづくり促進協議会(JISPA)
ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC)
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)	一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)
一般社団法人コンピューターソフトウェア協会(CSAJ)	一般社団法人 日本オンラインゲーム協会(JOGA)
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)	JPCERTコーディネーションセンター(JPCERT/CC)
独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)
一般社団法人 IPTVフォーラム(IPTVFJ)	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム(MCPC)
一般社団法人 日本広告業協会(JAAA)	独立行政法人 情報通信研究機構(NICT)
一般財団法人 日本データ通信協会(JADAC)	一般社団法人日本ソフトウェア産業協会(NSA)
社団法人 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)	セキュリティ対策推進協議会(SPREAD)
一般社団法人ソーシャルゲーム協会(JASGA)	社団法人電気通信事業者協会(TCA)
社団法人日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)	一般社団法人テレコムサービス協会(TELESA)
一般社団法人 インターネット広告推進協議会(JIAA)	安心ネットづくり促進協議会
一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)	日本Androidの会
	等

## 関係事業者

株式会社NTTドコモ	株式会社電通
KDDI株式会社	株式会社博報堂
ソフトバンクモバイル株式会社	アンドロイダー株式会社
株式会社日本総合研究所	情報セキュリティ格付け制度研究会
	等

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を公表して約半年後の状況(本年1月)を調査したところ、以下のとおり。

## 1 アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・掲載状況

- ・ アプリケーションごとのプライバシーポリシーの作成は十分進んでいるとは言えない。今後普及を更に強力に推進する必要。  
(例:アプリケーション提供サイトへの掲示率は約2割(KDDI研究所調査、産業技術総合研究所調査))
- ・ アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・公表は米国でも行われているが、あらかじめ作成・公表している比率は米国の方が高い(利用者の多い上位40アプリ(日本)、36アプリ(米国)について、日本総合研究所調査(以下の表参照))
  - ① アプリケーション内に表示: 米国47.2%、日本約35%
  - ② アプリケーション提供サイト(Google Play)へ掲示: 米国52.8%、日本25%

## 2 記載内容

- ・ アプリケーションのプライバシーポリシーが作成されていた場合は、「スマートフォン利用者情報取扱指針」の8項目( )の多くについて何らかの記載がある。ただし、利用者関与の方法、情報収集モジュールの有無等については、記載そのものが少ない状況。( )「8項目」: アプリ提供者の氏名・名称、取得される情報項目、取得方法、利用目的、通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法、外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無、問合せ窓口、プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き)

## 3 概要版の作成

- ・ 業界ガイドラインや先行事例を参考にして概要版作成を進めることが期待される。国際的議論の動向も考慮。

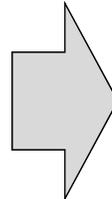
《利用者の多いアプリケーションに関するアプリケーション・プライバシー・ポリシーの作成・公表状況》

場所	日本(計40アプリ)		米国(計36アプリ)	
	対象アプリ数	比率	対象アプリ数	比率
アプリ内	14	35.0%	17	47.2%
Google Play 紹介ページ	10	25.0%	19	52.8%
開発者ホームページ	32	80.0%	25	69.4%

(出典:株式会社日本総合研究所調査(2013年1月))

## 《現状・課題》

スマートフォン上の多様な利用者情報(電話帳、位置情報、アプリ利用履歴等)を、利用者に十分な説明がないまま、アプリケーションが収集し、第三者に提供する場合があり、利用者のプライバシー上の不安が拡大。



《取組内容》「スマートフォン プライバシー イニシアティブ(24.8)」、  
「スマートフォン プライバシー イニシアティブ (25.9)」

アプリケーション提供者による「プライバシーポリシー」(取得する利用者情報の項目・利用目的・第三者提供の有無等を記載)の作成・公表を推進。

利用者等の安心感を一層高めるため、プライバシーポリシーの表記とアプリケーションの実運用状況を第三者が検証する仕組みの整備を推進。

## 業界における取組の現状

35以上の団体(電気通信事業者協会、日本スマートフォンセキュリティ協会等)が参加し、スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会を設置。

業界団体等におけるガイドラインの作成は進みつつある。  
(例: 電気通信事業者協会においては、アプリケーションの基準(プライバシーポリシーを作成・公表していること等)を策定)

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・掲載は十分進んでいない。

場所	日本(人気上位40アプリ)		米国(人気上位36アプリ)	
	対象アプリ数	比率	対象アプリ数	比率
アプリ内	14	35.0%	17	47.2%
Google Play 紹介ページ	10	25.0%	19	52.8%
開発者ホームページ	32	80.0%	25	69.4%

## 第三者が検証する仕組みを民間事業者等\*と連携して確立

セキュリティベンダー、アプリ評価サイト運営事業者、電気通信事業者等

### 第三者によるアプリ検証(実証実験を実施予定)

#### プライバシーポリシーの記載の検証

- ・ プライバシーポリシー等が作成・公表されているか
- ・ プライバシーポリシーの記載事項が適切か
- ・ プライバシー性の高い情報の取得や第三者提供について、同意取得をしているか 等を確認

#### アプリケーションの技術的検証

アプリケーションを技術的見地から検証し、利用者情報の外部送信の有無等を確認

アプリケーションを実際に動かし、その挙動を検査  
(動的解析)

アプリケーションの構成ファイルを分析し、外部送信等の可能性を検査  
(静的解析)



プライバシーポリシーの記載内容とアプリケーションの実装を突合

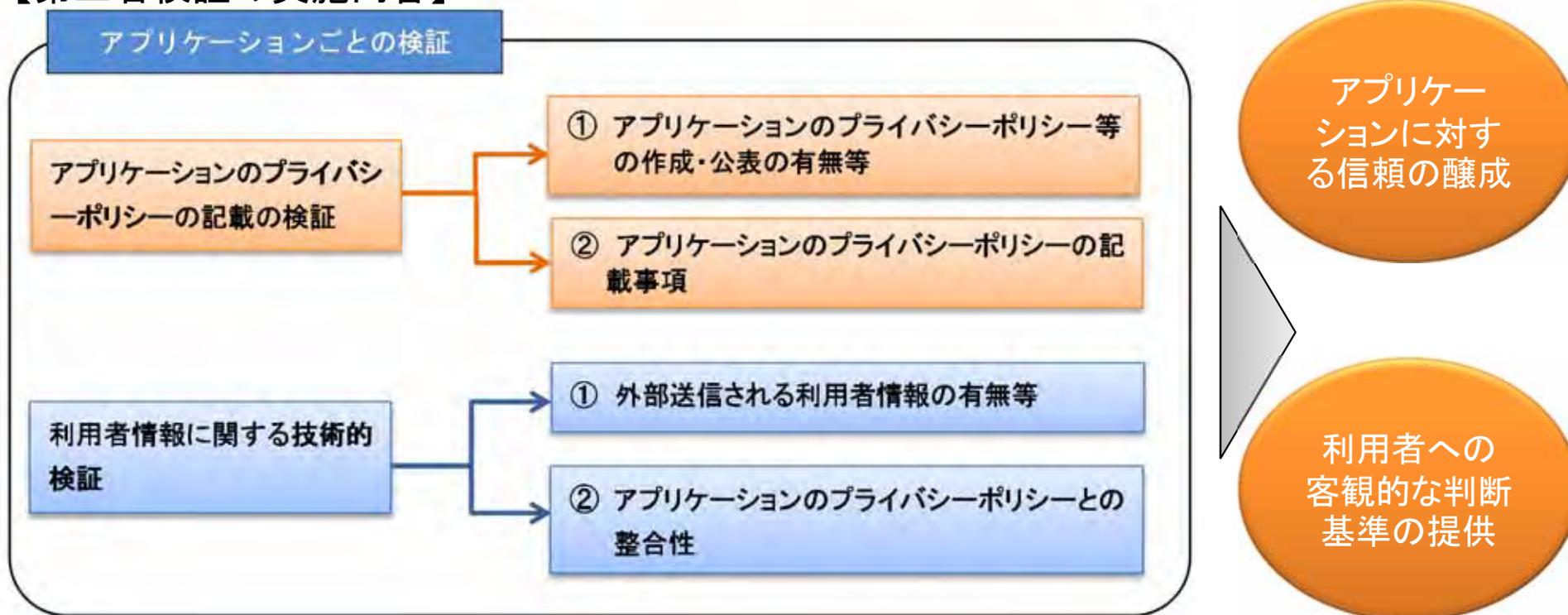
## アプリケーションの第三者検証の意義

- ① アプリケーション提供者にとっては、その提供するアプリケーションについて、適正なアプリケーションのプライバシーポリシー（以下、「APP」という。）が作成・公表されており、それに合致した運用をしていることが客観的に確認され、当該アプリケーションに対する信頼が醸成されることがその利用促進にもつながり得る。
- ② 利用者にとっては、当該アプリケーションが適正なAPPの下、適正な運用がなされているかどうかを第三者によって客観的に確認されることにより、それを利用するかどうかの有効な判断基準となり得る。

## 第三者検証を実施する方式

様々な主体が、それぞれの能力や機能に応じた多様な第三者検証サービスを、ビジネスモデルに応じて提供する方式が推奨される。ただし、検証の結果に対する信頼感がある程度共通化させるために、検証の基準は共通化しておくことを推奨。

## 【第三者検証の実施内容】



## アプリケーションの検証、透明性向上に関する取組

- ① アプリケーション提供サイト運営者(OS提供事業者、移動体通信事業者等)
- ② スマートフォンOS提供事業者、端末提供事業者
- ③ セキュリティ関係事業者、レビューサイト運営事業者
- ④ 認証機関

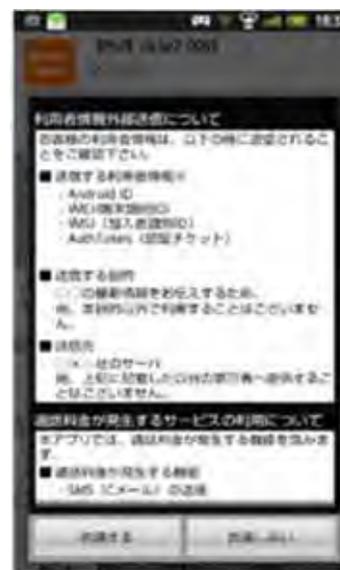
等の様々な主体が、利用者情報の取扱いに関する様々な検証や透明性向上のための取組を実施

### OS提供事業者

- ① **情報取得時の同意:**  
電話帳や位置情報等プライバシー性の高い利用者情報取得前に、個別に同意取得
- ② **ダッシュボード:**  
利用者情報へのアクセス許可状況をワンストップで一覧
- ③ **情報アクセス時の通知**
- ④ **マーケット審査**を受けたアプリケーションに対するアクセス権限付与

### 移動体通信事業者

- ① **アプリケーション審査:**  
申請を受付け、アプリケーション掲載前に技術的検証等を実施
- ② **利用者向け説明画面:**  
外部送信される利用者情報に関する簡易な説明画面を提供



### 端末提供事業者

- ・電話帳アクセスモニター:  
アプリケーションがどのタイミングで電話帳情報へアクセスするかを可視化

### レビューサイト運営事業者

- ・審査済のアプリケーションのみをサイトに提供
- ・企業等に情報提供

### セキュリティ関係事業者

- ・**セキュリティ対策ソフトを通じた表示**  
プライバシーリスクをデータベース化し、セキュリティ対策ソフトを通じて検証結果を端末に表示
- ・分析結果のサイト等への公表
- ・事業者向けに詳細な分析結果を提供

### 認証機関

- ・透明性の観点等から充足すべき水準を示す
- ・組織単位のマネジメント等について確認

## アプリケーションの第三者検証の在り方

- ・ アプリケーションごとの検証： 利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかについて検証。
  - ① アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証
  - ② 利用者情報に関する技術的検証
    - ①、②の一方又は双方について専門家や検証・認定機関などが客観的視点からこれを検証・審査
- ・ 検証の主体によらず、共通に利用できる検証基準を以下のとおり提示。

### アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証の基準

- ① アプリケーションのプライバシーポリシー（APP）等の作成・公表の有無等
  - APPを作成している
  - APPを利用者が容易に参照可能な場所に掲載している、アプリケーション内で容易に参照可能であること
  - ・ 概要版を作成・公表していること、APPと整合性があること
- ② アプリケーションのプライバシーポリシーの記載事項
  - スマートフォン利用者情報取扱指針の8つの事項について必要な内容を記載していること
  - 取得される利用者情報とサービス内容・目的等の関係
  - 情報収集モジュールの名称、提供者等
- ③ 同意取得に関する事項
  - プライバシー性の高い情報を取得するアプリケーションの場合、個別に同意を取得
  - 第三者提供を行う場合、あらかじめ本人の同意取得

### 利用者情報に関する技術的検証の基準

- ① 外部送信される利用者情報の有無等
  - アプリケーションにより外部送信される利用者情報
  - 外部送信される利用者情報の項目、内容
    - 静的解析のみに基づく場合には、実際には外部送信されない利用者情報も幅広く指摘し得ることに十分留意し検証。
  - 外部送信される利用者情報の送信先
- ② アプリケーションのプライバシーポリシーとの整合性
  - APPに記載される利用者情報の項目と、実際に外部送信される利用者情報の項目が合致
  - 外部送信される利用者情報の利用目的が明示されている
  - アプリケーションの内容と提供サービス・目的に一定の整合性
  - 情報収集モジュールの名前、提供者、送信情報等が合致

#### 検証後の対応

検証の結果はあくまで検証を行った時点で基準に合致しているかどうかを示すもの。検証後にアプリケーションのバージョンアップ等に伴い利用者情報の取扱いを変更する場合は、APPの変更の履歴を残すとともに利用者が容易に閲覧できるようにすることで検証結果との対応関係を確認できるようにすることが望ましい。

- 今後の具体的措置
  - アプリケーションのプライバシー策定を推進：記載様式を共通化し、検証を効率的に実施できる体制に
  - 共通の検討事項として、第三者検証の実施主体の公表・リスト化、第三者検証の結果の表示方法、各アプリケーション提供サイト運営事業者等連絡通報窓口の連携、情報収集モジュールのリスト化を実施
  - 今後、利用者支援・検証支援のためのアプリケーションやウェブサイトの検討、定期的なアプリケーション調査の実施、共通的事項の実施体制の確保等を実施
- 当面の間、半年に一回程度フォローアップのために報告を行うこととする。

①  
アプリケーションの  
プライバシー  
ポリシー  
策定推進

・記載様式の共通化  
・検証を効率的に実施するのに適する実装

### 共通の検討事項の例

- ② 第三者検証の実施主体の公表・リスト化
- ③ 第三者検証の結果の表示の検討
- ④ 各アプリケーション提供サイト運営事業者等連絡通報窓口の連携
- ・情報共有・対応方法の共有等を推進  
・危険性のあるアプリケーション等の事例データベース化
- ⑤ 情報収集モジュールのリスト化・共有
- ⑧ 共通的事項の実施体制の確保
- ・第三者検証の実施方法、細目の把握・検討、見直し  
・共通的事項である①～⑦の効果的な推進体制

### 今後の対応

- ⑥ 利用者支援・検証支援のためのアプリケーションやウェブサイトの検討
- ⑦ 定期的なアプリケーション調査の実施  
(APP及び技術検証)

## アプリケーションのプライバシーポリシーの策定推進と様式の共通化

- SPSC及び各事業者団体等を通じ、各種取組の情報共有とプライバシーポリシー策定の働きかけを継続。
- 関係者による取組(例:KDDIが無償提供しているSPI準拠のプライバシーポリシー作成ツール等)と連携し、プライバシーポリシーの策定と、記載様式、記載場所の共通化に関する取組を推進。

## 第三者検証の実施主体の公表・リスト化

- アプリの第三者検証を現時点において実施している主体に関し、情報収集を行っているところ。今後、第三者検証を実施している主体、その検証内容、検証基準等についてリスト化し公表する予定。

## 第三者検証の結果の表示の検討

### 利用者支援・検証支援のためのアプリケーションやウェブサイト等の検討

- 平成26年度当初予算において「スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験」を実施予定(予算要求中)。新たに設置するタスクフォース(下記⑧参照)及び実証実験を通じて、利用者に対する第三者検証結果の表示方法や利用者が検証結果を参照する方法等について検討を進める予定。

## 各アプリケーション提供サイト運営事業者等の連絡通報窓口の連携

- 危険性のあるアプリケーション等への対応等のための連絡通報窓口の共有及び連携の推進について検討。

## 情報収集モジュールのリスト化・共有

- 情報収集モジュール事業者に対するヒアリング等を実施するとともに、関係団体等と連携し、利用者及びアプリ提供者に対する有益な情報提供となるよう、リスト化作業を推進。

## 定期的なアプリケーション調査の実施とフォローアップ

- 総務省においてアプリケーションのプライバシーポリシーの策定・公表状況等についての調査を実施し、来年3月までに取りまとめる予定。また、来年4月目途に本調査結果と上記①～⑥までに掲げる取組みの状況をまとめ、スマートフォンアプリケーションに関する報告書を公表予定。(定期的に継続実施予定。)

## 共通的事項の実施体制の確保

- 上記①～⑦までに掲げる取組みを実施、支援するための体制として、本年12月に有識者、関係事業者・団体等をメンバーとするタスクフォースを設置予定。

## 【プライバシーポリシー作成支援ツールの公開】 (KDDI研究所)

- アプリケーション開発者が「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」の提唱項目に準拠したアプリケーションのプライバシーポリシーを作成することを支援するため、アプリケーションの解析に基づき、外部に送信される可能性のある情報を抽出して自動的に表示するツールを開発し、9月4日公開。



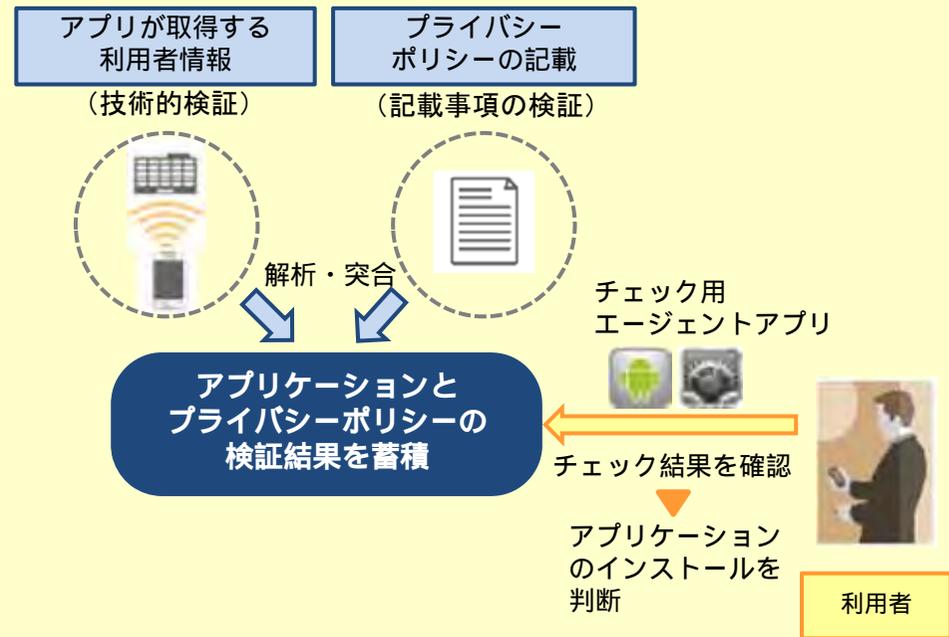
(KDDI研究所HP)

## 【アプリケーションの技術的検証等の予算要求】

スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験

個々のアプリケーションが利用者情報を適切に取り扱っているかどうかを第三者が検証し、その結果を利用者がチェック用のエージェントアプリを利用して参照できる仕組みが必要。

当該仕組みを民間主導で整備されるよう、第三者検証実施に当たって必要な技術的課題等についてのプロトタイプシステムによる実証を行う。  
(要求額: 5.0億円の内数)



情報通信技術の進展に伴いパーソナルデータの取扱いに関する様々な議論が政府部内で開始されている。個人情報及びプライバシーの双方の観点に留意し、利用者情報全体を視野に入れた総合的な指針を策定したスマートフォンの利用者情報の取扱いに関する取組みも先行的ルールとして位置づけられている。

## 「世界最先端IT国家創造宣言」

●いわゆるビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進として、「ビッグデータ」のうち特に利用価値が高いと期待されている個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについても、その利活用を進めるため個人情報及びプライバシー保護との両立を可能とする事業環境整備を進めることとされ、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りの必要性が指摘されている。

●「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」における「スマートフォンの利用者情報の取扱い」については、同宣言において「先行的にルール策定が行われた分野」と位置づけられており、「取組みの普及を推進する」とされている。

「世界最先端IT国家創造宣言について」(平成25年6月14日 閣議決定)[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/it\\_kokkasouzousengen.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/it_kokkasouzousengen.pdf)

## 「消費者基本計画」

●「②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します」とされている。

消費者基本計画(平成25年6月一部改定) [http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130628\\_kihon.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130628_kihon.pdf)

## 「サイバーセキュリティ戦略」

●「スマートデバイスについては、特に常時、電源が入り、インターネットと接続状態のままで携帯されているスマートフォンにおいて、位置情報等の様々な利用者情報が扱われる一方で、その構造上、情報セキュリティ対策ソフトによる対応の限界等があるため、個々人におけるリテラシーの強化が一層必要となる」

●「スマートフォンのアプリケーションについて一般利用者がリスクを認知し、利用などの判断を自ら行うことが可能な仕組みを構築する」とされている。

「サイバーセキュリティ戦略」情報セキュリティ政策会決定、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC) 平成25年6月10日発表、<http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cyber-security-senryaku-set.pdf>